

倫理法・倫理規程セルフチェックシート (新採用・一般職員用⑤)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 項	解答欄
1	国家公務員倫理法は、度重なる国家公務員の不祥事がきっかけとなって制定されたもので、職員が職務の執行の公正さを確保することは当然のこととして、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ること等を目的としている。
2	倫理法・倫理規程を遵守していれば、国家公務員として、国民の期待に十分応えているといえる。
3	会計課や各局総務担当といった契約事務担当ではないが、契約の内容を実質的に決定する職員にとって、当該契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等は利害関係者となる。
4	日頃から良く顔を合わせている大学時代の同級生が、たまたま契約の関係の利害関係者となった場合、利害関係がある間は、当該同級生と共に旅行に行くことは、倫理規程の禁止行為に該当し、一切認められない。
5	契約の関係で利害関係者に該当するOBと魚釣りに行つた。当日は、道具一式は自前の物を使用するなど、OBに費用を負担してもらったものはなかったことから、倫理規程の禁止行為には当たらない。
6	割り勘で利害関係者と共に飲食をする行為は、倫理規程の禁止行為には当たらない。
7	利害関係者から金銭の貸付を受けることは禁止されているが、利害関係者に該当する銀行で、一顧客として通常の利率で住宅ローンを組むことまでは倫理規程上、禁止されていない。
8	職務として利害関係者の事業所を訪ねた際、最寄り駅から事業所までは、10分に1本程度の間隔でバスが運行されていたが、相手方から社用車で迎えに行くとの申出があり、バスよりも15分早く事業所に到着することができ合理的であると考え、その申出どおり社用車に乗った。このような場合、当該職員が社用車に乗った行為は、倫理規程の禁止行為には当たらない。
9	利害関係者に該当しない企業の社員から、定期的に食事に誘われ、会計の際、自分の飲食費を払おうとしても、必ず断られてしまうことから、結果的に毎回飲食費を負担してもらっている。 このようなことは極力控えた方が望ましいが、利害関係者ではないので、倫理規程上問題となることはない。
10	職員が、倫理法等に違反すると疑われる行為を確認した場合の対応方法として、上司への相談や各府省等の倫理事務担当者への相談があげられるが、そのほかに通報などをできる窓口はない。